

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0890)

第1回特定最低賃金専門部会（電気）

令和6年10月11日 非公開

開催日時	令和6年10月11日		9時30分～10時25分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 賃金指導官の青木でございます。</p> <p>本日出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名です。</p> <p>従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいまから、第1回群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電</p>

	<p>気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>私は賃金室長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、これから先は着座にて失礼させていただきます。</p> <p>最初に、本専門部会の開催に当たりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>労働基準部長</p>	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>令和6年度の第1回目の電気機械器具製造業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとした、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>この、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのことご意見を頂戴したことで、改正についてご審議をいただくことになりました。</p> <p>特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にしておりまして、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけすることになりますけれども、特定最低賃金のこの趣旨をお酌みとりいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、次第の3の専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2の3枚目をご覧ください。</p> <p>委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員の皆様は着座のままで結構でございます。</p>

	<p>すので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。</p> <p>続きまして、労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。</p> <p>続きまして、使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願いいたします。</p> <p>資料3が事務局名簿でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、次第の4の部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益の委員で互選していただき、その後、に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので発表させていただきます。</p> <p>部会長には、■■■■委員、部会長代理には、■■■■委員をそれぞれ選出することとございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p>
労使委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、■■■■委員からお願いいたします。</p>
■■■■委員	<p>はい、本専門部会の部会長を務めさせていただきます■■■■でございます。</p> <p>本専門部会の審議が、より有益なものになるように、適切かつ円</p>

	滑に議事を進行してまいりたいと存じます。委員の皆様のご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、■■■■委員にお願いいたします。
■■■■委員	■■■■でございます。 円滑な議事運営のために、部会長を補佐してまいりたいと思います。 よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料4の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会会長への報告、第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定されています。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。
部会長	ただいま、事務局から特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明がありました。 これについて、ご意見、ご質問ありましたら発言をお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	特に、ご意見等はないようですので、次の議題に移りたいと思い

事務局	<p>ます。</p> <p>次に、令和6年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>はい、説明させていただきます。</p> <p>2点あります。</p> <p>まず、1点目でございます。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。</p> <p>資料4の「特定最低賃金専門部会運営規程」を再びご覧ください。</p> <p>専門部会の会議は、運営規程第7条第1項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年は、6月28日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にいただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とするべきである。」との意向が示されております。</p> <p>部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は第1回目から非公開とすることが適当と考えております。ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。</p>
各委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>本年度も第1回目の会議から非公開とさせていただきます。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>続きまして、2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>令和2年度に審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p> <p>そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示されることとなります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページにも掲載してきております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除いて、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ご異論はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開といたします。</p> <p>重要なことですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用</p>

	<p>者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することとします。</p> <p>以上よろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>このほかに、運営規程について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>では、特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>特定最低賃金改正決定の諮問についてご報告させていただきます。資料8、こちらに諮問文の写しをつけております。8月8日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているものでございます。</p> <p>そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。</p> <p>資料5の「特定最低賃金の仕組み」をご覧ください。</p> <p>項目1のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を決めることが必要と認めるものについて設定されるものです。</p> <p>項目2は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申し出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴</p>

	<p>いて決定されます。</p> <p>決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして、行政機関に決定を義務付けているのに対して、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっています。</p> <p>参考までに全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で224件、適用使用者数は約8万4千9百人、適用労働者数は約283万3千3百人となっています。</p> <p>今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金4業種ごとの、改正決定に関して行われた申出を一覧にしたものでございます。申出者などはご覧のとおりです。</p> <p>この申し出につきましては、資料7に申出書の写しをつけております。この申出によりまして、8月2日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月8日に審議会長から4業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会長に、資料8のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過にあります。</p> <p>諮問により審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。</p> <p>なお、事務局では諮問の翌日8月9日に、4業種について最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いました。すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金改正決定の諮問などについて説明がありました。</p> <p>これらについて、ご質問等がありましたら発言お願いいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご質問等ないようですので、次へ進みたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事</p>

事務局	<p>事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>はい、説明させていただきます。 資料 10 をご覧いただけますでしょうか。 最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項と第 7 項でございます。 第 6 条第 5 項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。8 月 8 日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。 また、同条第 7 項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときには、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第 10 条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることとなります。廃止に伴う専門部会委員の皆様への解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了解いただきますようお願いいたします。 以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局のご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしく申し上げます。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了承をお願いします。 このことについて何かご質問等ございますか。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。 ご質問等がないようですので次へ進みたいと思います。 次に、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。 資料 11 をご覧ください。 近年の審議状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部</p>

	<p>会の開催日程となっております。</p> <p>次に資料 12 をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8月8日の審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして2回の予定となっております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席又は公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席又は公・労・使の委員それぞれ1名以上が、出席していただくことが必要となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、資料 13 は「令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局から、ただいま説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、次回の第 2 回目の会議は、資料 12 の「電気」欄に記載のとおり、10月25日金曜日、午前 10 時 45 分から、この 7 階大会議室にて開催とします。ご出席をお願いします。</p> <p>次に、特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>審議に資する資料は 4 業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。</p> <p>資料 14 は、過去 12 年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料 15 は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料 16 は、事務局でまとめました群馬県の賃金でございます。</p>

令和5年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものです。
資料17は、令和5年度の特定最低賃金改正状況でございます。
資料18は、令和6年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。
資料19は、令和6年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。
資料20は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。
資料21は、群馬県金融経済概況でございます。
資料22は、最近の県内経済情勢でございます。
資料23は、法人企業景気予測調査でございます。
資料24は、群馬県鉱工業指数でございます。
資料25は、消費動向調査結果でございます。
資料26は、第213回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。
資料27は、第197回企業経営動向調査結果でございます。
資料28は、労働市場速報でございます。
資料は以上でございますが、資料19の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。

事務局

それでは、当賃金室で実施いたしました最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、ご説明させていただきます。
資料19をご覧ください。着座にて失礼いたします。
はじめに1枚めくっていただきまして、令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明させていただきます。
まず、調査依頼事業所数は2,064件で、そのうち有効回答件数は1,024件でした。
調査に関しましては、令和6年6月分の賃金額につきまして実施いたしました。
また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。
調査対象地域につきましては、群馬県全域になっております。
調査対象業種及び事業所規模については、真ん中の表にあります業種を対象に、さらに網かけした人数の事業所を対象にしています。
ちなみに、特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業については、100人未満の事業所を調査対象としております。
調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復

元をして推計したものになっております。

従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、1枚めくっていただき3ページをご覧ください。

賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明いたします。

未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、6ページをご覧ください。

今回の電気機械器具製造業の調査結果につきまして、説明させていただきます。

はじめに未満率についてですが、電気機械器具製造業の現行の最低賃金が1,006円となっておりますので、1,005円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、右の表にありますように1,005円以下の累積労働者数は1,079人でした。これをAとします。

復元した合計労働者数は6,510人でした。これをBとします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入しまして16.6%となりました。

従いまして、電気機械器具製造業の労働者の16.6%が最低賃金額を下回っていたという結果となっております。

次のページ以降は、4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますが、電気機械器具製造業のみの調査結果について説明をさせていただきますので、少し飛んで10ページをご覧ください。

こちらの表ですが、電気機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。表の一番左が全労働者、真ん中が一般労働者、右端がパート労働者となっております。

一般労働者につきましては、時給2,000円以上の分布が最も多いという結果となっております。一方でパート労働者につきましては、現行の1,006円を下回る労働者も多いという結果となっております。

次に12ページをご覧ください。

この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値

	<p>について、令和2年度から今年度までの推移の表となっております。</p> <p>電気機械器具製造業の未満率は、令和5年度につきましては10.4%と下降しましたが、今年度は16.6%となっております、令和3年度に迫る上昇率となっております。</p> <p>続きまして、14ページをご覧ください。</p> <p>この表は、産業別の未満率と影響率の推移と題した表で、電気機械器具製造業はオレンジ色の線で示されております。</p> <p>最後に17ページをご覧ください。</p> <p>この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係を表したものとなっております。引上げ額0円の場合から、引上げ額60円までの場合の影響率を表したものとなっております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
<p>■委員</p>	<p>すみません、一つだけ教えてもらってもいいでしょうか。</p> <p>労働者側委員の■です。</p> <p>先ほどの未満率の計算の中で、労働者数がカウントされていて、入っているのですけれど、特定最賃の適用者というのは基幹的労働者が対象となって、除かれる方もいるかなと思うのですが、そういう方は含まずに、全ての従業員数を入れているということでもいいのか、それともそこだけを抜き出して入れて計算しているのか教えていただければと。</p>
事務局	<p>こちらについては含んでおります。</p>
<p>■委員</p>	<p>含んでいるから、先ほどあった未満を下回っている方が17%いらっしゃるけれど、イコール法律違反とは限らないということでしょうか。</p>
事務局	<p>今のご質問ですと、除外労働者が含まれているかどうかという質問でよろしかったでしょうか。</p>
<p>■委員</p>	<p>そうです。</p>

事務局	確認させていただいてもよろしいでしょうか。
委員	はい、17%の未満率だと、すごく法律違反される方が多いのかなと思いますけど、そういうことじゃないのかなと思って聞いていて、多分除かれる方がいるんだろうなと思って聞いています。
事務局	確認させていただき、後日回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 その点につきましては、ご確認いただいて、他の委員にも情報共有していただければと思います。よろしく願いいたします。 その他、ご質問等ございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 では、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願いします。
事務局	ご審議いただく前に、2点ご説明いたします。 1点目でございます。 特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。 続きまして、2点目でございます。 審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において、労使の基本的なお考えをお示しいただきました。 第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。 以上でございます。
部会長	それでは、この後は事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めてまいりたいと思います。 本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入りますが、まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。その後は自由なご審議をお願いしたいと思います。 はじめに、労働者側委員から発言をお願いいたします。

委員

はい、まずは労側、**〇〇**が発言させていただきます。

7月3日に連合から、2024年の春闘の賃上げ率が5.1%と33年ぶりの高水準となって、ベアについては3.56%と集計を開始した2015年以降で最も高かったという発表がされております。この背景には、国際的な人材獲得や国内の人手不足、また、記録的な物価高、エネルギー価格の高騰などが影響したことが挙げられると考えております。春闘については、こういった社会情勢を鑑み、労使で論議を積み重ねて導き出された結果という風に受け止めております。

また、先般開催された群馬県地方最低賃金審議会では、残念ながら、群馬県は全国平均から一步後れを取っている形となりますが、最低賃金が935円から50円引き上げられ、985円となっている答申がされております。そういった環境下での特定最低賃金の持つ意義は、非常に重いものと受け止めております。日々の生活の不安や、社会不安を払拭し、格差是正を図っていくセーフティネット的な役割、また賃金格差を是正し、貴重な労働力の流出を防ぐことにより、結果的には将来の安定的な発展に繋がるものと考えております。

毎年この場で発言させてもらっていますが、国が行うべき対策はもちろんありますが、我々労使でしっかりと行っていくことも必要であると考えております。雇用の不安、将来不安の払拭をするためにも、特定最低賃金を改定することが重要と考えております。以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

〇〇委員お願いします。

委員

労働者側委員の**〇〇**です。

私からは、中小ものづくり企業の労働組合JAM群馬の視点から、特定最賃の改定に関して考え方をお話しさせていただければと思います。

JAMでは、2024年度の春闘において、多くの労働組合が過去最高額となる賃上げを実現することができました。その背景には、先ほど**〇〇**さんからもありましたけれども、労働組合が粘り強い交渉をしたというのはもちろんですが、物価高騰をはじめ、価格転嫁、そして人手不足といった影響も一因であると思っております。

こうした賃上げが実現できた一方で、中小企業では賃上げが厳し

い、またはできなかったところというところもいくつかありました。私は今年2月に、JAM群馬の加盟企業15社を回り、経営者と意見交換を行ってきました。特に中小企業では、業績が厳しく賃上げが厳しいという状況にありますが、賃上げをしなければ人が入ってこない、どんどん流出してしまうという話も伺いました。

最近目にした記事では、2024年上半期において、人手不足を原因とする倒産が、過去最多のペースとなっているというものを確認しました。こうした中で、JAMでは、これまで労務費の価格転嫁、そして賃上げをセットにして取り組みとといったものを進めています。その結果、労務費の価格転嫁についても、徐々に広がりを見せてきているという状況にあります。

私たちが働く、このものづくり産業、電気機械産業を守っていくためには、特定最賃をしっかりと引き上げて魅力のある産業にしていき、人の流出を抑え、逆に人が入ってくる、そんな産業にしていかなければならないと思っています。

去年は、使側委員の皆様にもご理解いただき、この特定最賃を大幅に改定することができましたが、今年度につきましても、使側の理解をいただきながら、改定をしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

ほかにご発言ありましたら願います。

■■■■委員願います。

■■■■委員

はい、労側委員の■■■■です。どうぞよろしく願います。

まず、今年もこの電気機械器具製造業の特定最低賃金の専門部会を、このように開催できることを、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

皆さんご存じのとおり、特定最低賃金は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、事業の公正競争の確保により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っております。

私の所属する電機連合では、毎年の総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム基準の底上げと、未組織労働者を含めた電機労働者全体の賃金の底上げ・公正処遇確率に向け、最低賃金の引き上げに取り組んでおります。

2024年闘争においては、産業別最低賃金18歳見合いを高卒初任給の水準へ準拠させていくとした、労使共有事項を踏まえた取り組みを推進しました。その結果、多くの加盟組合において184,500円以上とすることができ、時間当たりの換算額は1,194円となりました。

電機連合は、生活不安・雇用不安・将来不安の払拭と、すべての働く仲間が生き生きと働ける環境を目指し、継続した人への投資に取り組んでおります。2024年闘争の結果を、この電気機械器具製造業で働くすべての仲間に波及させていくことが必要であると考えております。

近年では、産業構造の変化や労働力の減少に伴う産業間の人材獲得競争が激化しており、人材の確保・定着は喫緊の課題でございます。電気機械器具産業は、高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展が期待されております。

この産業の魅力さをさらに高め、群馬県内の電気機械器具製造業で、優秀な人材の確保・定着、また、そこで働く仲間のモチベーションの維持と向上を図る観点からも、特定最低賃金をこの産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えてございます。

去年は、使側の皆さんにご理解をいただき、地域別最低賃金より1円多い改定となりました。本年も水準引き上げに向け、しっかりと論議をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。

■■■■委員お願いたします。

■■■■委員

使側の■■■■でございます。

本日はお忙しい中、こういうお話ができる機会を与えていただきましてありがとうございます。

今年度は群馬県の最低賃金、地賃が50円上がって、10月4日からですが、985円になりまして、今、特定最賃、今年現行ですと、1,006円であります。その差が、21円であります。

10年以上前は、差が100円以上ありましたので、特定最賃という意味で、そういう部分でのプラスがあったかと思っておりますけれど

も、以前から使側といたしましては、群馬県の最低賃金が、今年も過去最高で上がりましたけれども、このペースで上がり続けるのであると、特定最賃の上げ幅を抑えてと言いますか、そのままにしておいても県最賃に飲み込まれる方針がいいのではないか、飲み込まれるのを待つのがいいのではないか、という形で今考えておりますし、そういう主張をしてきているわけであります。

中小企業の話、先ほど■■■■委員のほうからありましたけれども、賃上げのための政府の補助と言いますか、環境整備が成されないまま、先日新総裁の所信表明で、最低賃金を1,500円に上げるんだという話が出てまして、それを20年のうちに上げるとなると、あと6年間でなると、1年間で80円から90円の目安が地域別最低賃金で出てくるとお思いますので、そうしますと今年も去年のように特定最低賃金を上げて、群馬県の地賃のほうはそれよりも上がってしまえば飲み込まれてしまうような状況にありますので、そこら辺で来年の目安がどのくらいで出てくるかわかりませんけれども、そういった方向でも摺り合わせをしていけたらいいかなと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

部会長

ありがとうございます。

ほかにご発言ありましたらお願ひいたします。

■■■■委員お願ひします。

■■■■委員

■■■■でございます。

当社の従業員のみならず、協力会社や仕入れ先などの状況を皆さんとお話をして、今回の会議に臨みました。その中で高齢化する従業員、退職した後の再雇用だったり、引き続き雇用し続ける中で、やはり効率よく働き続けることはできない、時間をかけて仕事をしていきたいという要望も非常に声としてありました。

それから、採用する際にも、未経験の応募が、とても賃金に見合わないということもありまして、それで採用に至らないという話もあります。

ですから、格差というよりも、多様な人材への対応として考えてですね、その業界だから最低賃金を上げるというのではなく、そうするとそこに参入の障壁が生まれるのではないか、雇用し続けることができないということが生まれるのではないか、という風に考えております。

その視点でも議論をよろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。
ほかにご発言ありますでしょうか。
■■■■委員お願いいたします。

■■■■委員

使側の■■■■でございます。よろしくお願ひいたします。
いろいろとお話出ておりますけれども、一つは、これも前から言っているのですけれども、4業種の区分というのは、恐らく半世紀くらい前から4業種というのはあると思うのですけれども、昭和からやってる区分でありまして、これは令和の今の時代に果たして適切なかどうかという問題が一つあります。
ただいま公正競争ケースで申請をされてますけれども、当時、過去はですね、やっぱり不当な賃金切り下げとかいうことが、まあ横行とまでは言わないにしてもあったのでしょうけれども、今皆さん口をそろえておっしゃるとおり、人手不足の中で、不当な賃金引下げというのは早々できている、やっている、ところもないだろうと思いますし、また、先ほど■■■■委員のお話にもありましたとおり、地域別最低賃金がかなり迫ってきておりますので、たとえば特定最賃を下回るような賃金の決めをしても、地域別最賃のほうがそれに替わって相互となる、昔みたいにかかなりの差があれば、地域別最賃に期待することはできませんけれども、近づいておりますので、特定というものが存在する必要があるのかと、特に公正競争ケースではどうなのかという感じがしております。
さらに、先ほど■■■■委員の方から調査の内訳について疑義がございましたけれども、それはそれとして、例えば先ほど青木賃金指導官がご説明されました電気の賃金分布を見ますと、例えば確かに全労働者、一般労働者で言えば、一番厚いのは2,000円以上だよとありますけれども、パート労働者を見ますと、995円以下が一番多い、6割であります。未満率17%、ダントツで、995円より下が区分ないので、推測するしかないのですけれども、まあ、もしかしたらこの中に一般的な普通の労働者も入っているかもしれませんが、それにしても、そもそも985円に達してない人、相当出ているのではないかなと、つまり特定最賃の前に地域別最賃がクリアできていない人も少なくなさそうです。これは推測でありますけれどもそう感じます。
そう考えますと、■■■■委員の話にありましたように、これだけ地域別最低賃金が上がってきていますので、そちらに一本化するのいろいろな面で合理的なのではないかと、こんな風に考えます。
以上です。

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご発言される委員はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>公益委員は、いかがでしょうか。</p>
公益委員	【特になし】
部会長	<p>ほかにご意見等はございませんか。</p> <p>それでは意見も出尽くしたといたします。</p> <p>今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>それではそのようにいたします。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、先ほどの■■■■委員のご質問に回答させていただきたいと思います。</p> <p>先ほどの未満率の関係なのですけれども、資料No.19 ページの6なのですが、電気ですと16.6%ですとちょっと高いということで、この人数の集計なのですけれども、あくまで適用除外労働者を除いた数値になっております。ただ、全件調査ではないので、あくまで回答いただいたものの中からデータを推計しておりますので、あくまでサンプルということで、参考ということでお願いできればと思います。</p>
■■■■委員	ありがとうございます。
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さまのご意見等ございませんでしょうか。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>はい、ご意見等ないようです。</p> <p>次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をさせていただきます。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかった</p>

各委員	と思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 では、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。これで第1回専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。</p>